



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3745 号 2017.6.29 発行

### 県内2商品が受賞 おもてなしセレクション

わかやま新報 2017年06月27日

日本のおもてなし心あふれる商品・サービスを募集、発掘し、国内外に発信するOMOTENASHI NIPPON（おもてなしニッポン）実行委員会のプロジェクト「おもてなしセレクション2017」の第3期受賞35商品が決定し、県内から、総合評価の高い10商品に贈られる金賞1点を含む2事業者の2商品が選ばれた。

県内からは、NPO法人ジョイ・コム（和歌山市中島、岡田亜紀理事長）が製造・販売している和歌山ショコラの「ボンボンショコラ」「オレンジ」が金賞に選ばれ、(有)家具のあづま（紀の川市名手市場、東福太郎社長）の「PANDORA」焼石目塗桐箱も受賞した。



会提供

おもてなしニッポンは「日本のおもてなしを世界のOMOTENASHIへ」を合言葉に、日本が世界に誇るおもてなしを入りに、国内外の人に日本の商品、サービスの素晴らしさを広く知ってもらうことを目的としている。実行委員会にはENGAWA(株)、(株)サニーサイドアップ、(株)博報堂などが参加している。

和歌山ショコラ「ボンボンショコラ」「オレンジ」（同実行委員会提供）

「PANDORA」焼石目塗桐箱（同実行委員

3年目を迎えた本年度は商品部門に425点がエントリーした。選定は「日本らしさ」「現代に生きる」「世界に伝わる」の三つの視点から行い、書類審査の後、貿易・流通・メディアなどの日本人と外国人の有識者、流通事業者による対話や現物のタッチ&トライ、実際に体験することによる審査を行った。

ジョイ・コムの和歌山ショコラは、ぶどう山椒や南高梅、湯浅醤油（しょうゆ）など和歌山の特産品を使って作られたチョコレートで、同NPOが運営する障害者就労支援事業所で製造している。チョコレート専門店にて技術指導を受けた職員が商品開発を手掛け、障害者が共に製造に携わり、高品質で独自の味わいあふれる魅力的なチョコレート作りを実現。「ボンボンショコラ」は一粒ずつ楽しむことができ、「オレンジ」は県産かんきつの味比べができる。

岡田理事長は「大変素晴らしい賞を受賞させていただき、ありがたい。多種多様の障害がある方々にも社会で活躍をしていただきたいという思いで、和歌山の特産品とチョコレートを掛け合わせた商品を販売している。これからは日本全国に発信していけるようなチ



ヨコレート作りをしていきたい」と喜びを話す。

家具のあづまの「PANDORA」焼石目塗桐箱は、紀州桐箆笥（たんす）の伝統工芸の技術と独自に開発した焼桐技法を合わせて製作。新たな桐の風合いを生み出し、桐に漆をたっぷり吸わせることで簡単に傷がつかない頑丈な桐箱に仕上げている。現代の漆塗りでは、工程の9割以上を人工塗料で塗布し、残りを本物の漆で仕上げるケースも多いが、同社は全てを漆塗りで仕上げることにこだわっている。

受賞商品の発表式典は22日、東京都の明治屋ホールで行われ、実行委を代表して博報堂クールジャパン推進室室長代理の勝野宏氏がプレゼンターを務め、金賞受賞事業者にトロフィーを授与。「それぞれにストーリーを描いて、日本や世界中の人たちに笑顔や喜びを与えるような物を作り続けられますように、われわれが微力ながら支援させていただきます」と祝福した。受賞商品の詳細などは「おもてなしセレクション」公式サイト（<http://omotenashinippon.jp/selection/>）で。

### 買い物で障害者応援 奈良県、「プレミアム商品券」発売 産経新聞 2017年6月28日

障害のある人が作った商品を販売・購入することで障害者の生活を支援しようと、県は「はたらく障害者応援プレミアム商品券」の販売を始めた。300円で500円分の買い物ができる、お得な商品券となっている。

プレミアム商品券は平成27年から毎年販売されており、収益は障害者の生活向上に役立てられている。今年は7万5千枚（総額3750万円）を発行。県内の障害者就労施設などでの商品購入のほか、一部レストランでの飲食など、登録施設・店舗99カ所で利用できる。

県は7月～来年1月に、県内各地の商業施設などで障害者施設で作られた菓子や雑貨などを販売する「はたらく障害者応援フェア」を開催予定。フェアの会場でもプレミアム商品券を使うことができる。県の担当者は、「障害者就労施設はどの地域にもある。この機会に足を運び、障害者の作った商品を手にとって、すばらしさを感じてほしい」としている。

プレミアム商品券の有効期間は来年2月11日まで。障害者就労施設など99カ所で販売中。販売や利用の詳細は「はたらく障害者応援プレミアム商品券事務局」ホームページ（<https://premium-nara-sc.jimdo.com/>）。問い合わせは同事務局（電）0742・93・3244。

### 東京スタジアムへの動線 五輪組織委と障害者団体が視察

NHK ニュース 2017年6月27日

東京オリンピックの開幕を3年後に控えて、会場となる東京スタジアム、通称「味の素スタジアム」に向う観客の動線を組織委員会などが視察し、バリアフリー化について障害者団体の関係者と意見を交わしました。

東京・調布市の東京スタジアムは、東京オリンピックで、7人制ラグビーとサッカー、それに近代5種の会場となります。

東京オリンピック・パラリンピック組織委員会は、移動に配慮が必要な観客が会場に向かう最適な動線、「アクセシブルルート」の選定を進めていて、27日は、東京都の担当者や障害者団体の関係者らと合わせておよそ90人が、京王線の飛田給駅からスタジアムに向う動線を視察しました。視察では、歩道の段差や点字ブロック、それに歩道橋に3基設置されたエレベーターの使いやすさなどを確認しました。

その後の意見交換では、エレベーターが狭く、乗れる人数が少ないので増設も検討すべきではないかとか、炎天下の移動を想定し、日影などの休める場所を整備してほしいといった意見が出ていました。

組織委員会準備運営第一局の中南久志次長は「具体的な意見が多く、示唆に富んでいた。内容を整理して、自治体などと協力して改善に取り組みたい」と話していました。

組織委員会では、今後、駅から歩いて移動ができる競技会場で、年度内に数か所視察を行うことにしています。

### 「夢を持って挑戦を」児童に呼び掛け 車いすバスケの神保さん



中日新聞 2017年6月28日  
神保さん(左端)の指導を受けながら、車いすバスケットボールを体験する生徒たち=岐阜市の三輪南小で

四大会連続でパラリンピックに出場した、男子車いすバスケットボール元日本代表の神保康広さん(47)が二十七日、岐阜市三輪南小学校を訪れて五、六年生計二百二十五人と交流し、「失敗を恐れずに挑戦してほしい」と呼び掛けた。

「車いすバスケは、障害者のためだけではない、新しいジャンルのスポーツ。みんなも楽しんで」。神保さんが呼び掛けると、生徒たちは五人ずつのチ

ームに分かれて競技用の車いすに乗り、プレーを体験した。転がるボールを拾えずに苦労したり、力が入らずにうまくボールを投げられなかったりしながらも、仲間同士で声を掛け合い、汗を流した。

その後の講話で神保さんは、高校一年の時にバイク事故で下半身まひになり、ショックで二年間、引きこもり生活を送った経験を披露。親友に連れられて行った車いすバスケットボールの試合を見て「再びスポーツができる喜びを感じた」ことが、競技を始めたきっかけだと明かした。

その後は競技にのめり込み、アテネ(二〇〇四年)までの四大会に出場を果たした。

自ら行動することで、さまざまなことを学んだという神保さん。「前向きな気持ちを持てば、人生はプラスの方へ動く。夢を持って何でも挑戦してほしい」と生徒たちにエールを送った。

五年生の東園紗李さん(11)は「自分の可能性を見つけてチャレンジする大切さを学んだ。今やっているピアノを、もっと頑張りたい」と目を輝かせた。

この日の交流は、日本財団パラリンピックサポートセンター(東京)が主催。二〇二〇年の東京パラリンピックに向け、元代表選手らが全国の児童・生徒に障害や障害者スポーツについて理解してもらおう体験型授業「あすチャレ!スクール」の一環で催した。(高岡涼子)

### 「重い障害あっても選手に」 竹山さん、田中さん講演 どうしん☆スポーツサロン



北海道新聞 2017年6月28日  
義足について説明する田中さん(左端)と、電動車いすサッカーについて語った竹山さん(中央)。競技用車いすと専用ボールも披露された

障害者スポーツを知ってもらう第9回どうしん☆スポーツサロン(北海道新聞社主催)が27日、札幌市中央区の北海道新聞社1階・道新プラザDO-BOXで開かれ、電動車いすサッカーと、義足を使う陸上競技に取り組む2選手が、競技の楽しみや意義などについて語った。

脊髄性筋萎縮症で手足が不自由な竹山侑希(ゆうき)さん(35)=札幌市在住=が取り組む電動車いすサッカーは、車いすを操作してゴールにボールを入れる重度身体障害者向け競技。

竹山さんは「競技用車いすは動作が早く、操作次第でけがをすることもある。重い障害のある選手がそれでもプレーするのは、アスリートになれるという思いがあるから」と強調した。

一方、左足下腿（かたい）切断で義足を使用している田中聡さん（40）＝江別市在住＝は、義足になってから精神的に落ち込んでいたが、東京で活動する陸上チームの練習に加わったことで「精神的にも肉体的にも復活した」と話した。

その上で、スポーツを続けていくために「指導者や義肢のメンテナンス要員、そして多くの仲間が必要」と訴えた。

#### 障害者アート、今年も絵画展＝サッカー、バスケがテーマ 時事通信 2017年6月27日

障害者の芸術活動を支援している障がい者自立推進機構（代表理事・野田聖子衆院議員）は27日、サッカーとバスケットボールをテーマとした絵画作品コンテスト「パラリンアートカップ」の開催を発表した。

昨年は日本プロサッカー選手会とＪリーグの協力を得て開催され、今年は日本バスケットボール選手会とＢリーグが参加。選手会の小林慎太郎副会長（Ｂ２熊本）は「バスケットと障害者アートが広く周知されるように協力したい」と述べた。

応募作品の受け付けは7月1日から9月末まで。２段階の審査を経て12月に結果が発表される。問い合わせは運営事務局、電話03（5565）7279まで。

#### 乳児遺棄、内縁夫婦に猶予判決 「更生支援計画」を評価 群馬

産経新聞 2017年6月28日

生後間もない女兒と男児を児童相談所前に放置したとして、保護責任者遺棄の罪に問われたいづれも住所不定の風俗店従業員、山下千尋被告（27）と内縁の夫で無職、仙波信夫被告（34）の判決公判が27日、前橋地裁で開かれた。鈴木秀行裁判長は両被告に対し、懲役3年執行猶予4年（求刑懲役4年）を言い渡した。仙波被告のみを猶予期間中、保護観察とした。

判決理由で鈴木裁判長は、生後間もない乳児2人をタオルなどくるんで放置した犯行は、男児が低体温症になるなど、「危険なもの」と非難。両被告が「気まずい」といった理由で相談せず放置したのは「短絡的かつ身勝手。酌量の余地はない」と指摘した。一方、山下被告には軽度の知的障害があり、「（量刑で）減ずる余地がある」とした。

公判では、高齢者や障害者の再犯を防止し社会復帰を促す「ぐんま・つなごうネット」が両被告を支援し、内縁関係を将来的にも継続することを前提に、「更生支援計画」を作成したが、鈴木裁判長は「自立に向けた支援体制ができています」と評価した。同会が支援した公判は今回で8度目だった。

#### タカタ民事再生 県が対応を確認

読売新聞 2017年06月28日

自動車部品メーカー「タカタ」（東京都）が民事再生法の適用を申請し、東京地裁に受理されたことを受け、県は27日、県総合経済・雇用対策本部の会議を開いた。

県や滋賀労働局の幹部らが出席。県の担当者が、中小企業庁の対策に合わせて県内で相談窓口を設置するほか、独自の緊急経済対策資金を準備して取引縮小などで売り上げが減った企業を支援することを報告した。

出席者からは、同社が積極的に進めてきた障害者雇用に関しても注視する必要があるとの意見が出た。

本部長として出席した三日月知事は「国、市町、経済団体と緊密に連携して情報収集し、県内雇用、経済への影響を最小限に食い止める」と述べた。

## 学習障害「ディスレクシア」向き合い対話を

佐賀新聞 2017年06月28日



学習障害について、自らの経験をもとに話す南雲さん(左)＝佐賀市のメートプラザ佐賀

### ■読み書き困難、苦悩明かす

発達障害について考える講演会が26日、佐賀市のメートプラザ佐賀で開かれた。読み書きに困難が生じる学習障害「ディスレクシア」について、通信制明蓬館(めいほうかん)高校の共育コーディネーターを務める南雲明彦さん(32)が自らの経験をもとに講演。市民ら約250人が参加し、障害に寄り添う心を学んだ。

南雲さんは不登校になった学生時代に触れ「友人などに文字を書くのが難しいと打ち明けることができなかった」と当時の苦悩を紹介。「障害によって、人と本音で向き合えなくなってしまふ危険性がある」と訴えた。

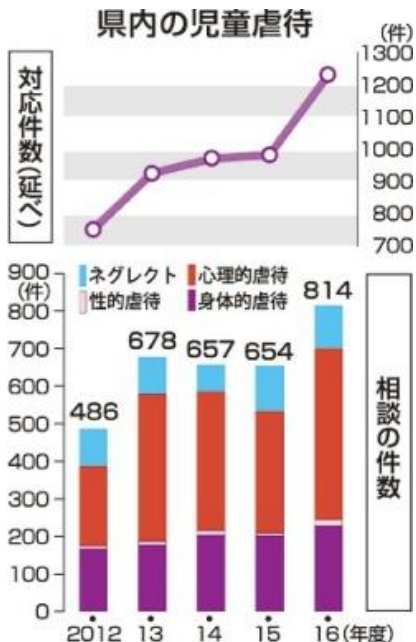
ディスレクシアは長い文章を正確に読めなかったり、文字がゆがんで見えるなどの障害。そのため、眼科を受診しても詳しい原因の特定に結びつかなかったという。

南雲さんは「人の見え方と自分の見え方が違うとは想像していなかった。障害について『よく分からない』と距離を置かないで、対話して信頼関係を築くことが大切」と呼び掛けた。

講演会は佐賀市と佐賀市社会人権・同和教育推進協議会が主催した。

## 児童虐待の相談最多 昨年度814件 「心理的」が急増

大分合同新聞 2017年6月28日



2016年度に県の児童相談所(中央、中津)に寄せられた児童虐待に関する相談は814件と、統計を開始した1990年度以降最多となったことが27日、分かった。県が発表した。子どもたちが家庭内暴力を目撃したり、言葉による脅しを受けるなど心理的虐待の増加が目立った。警察や学校など関係機関から早期段階での情報提供が増えたと分析している。

県によると、15年度に比べて160件増えた。内訳は▽心理的虐待 458件(15年度比132件増)▽身体的虐待 229件(同26件増)▽ネグレクト(養育放棄) 114件(同7件減)▽性的虐待 13件(同9件増)。

通告、相談したのは警察が393件(同128件増)で最も多かった。県は「夫婦間のトラブルなど、子どもの前で家族が暴力を振るわれ、駆け付けた警察から情報が寄せられるケースが増えた」と説明する。学校からは69件(同34件増)、医療機関は43件(同13件増)だった。

相談に対し、児相が面接指導するなど実際に対応した件数も延べ1230件(同247件増)と過去最多だった。このうち、緊急的な対処が必要として169件で一時保護した。

被害に遭った年齢別では「6～11歳」の245件が最多。「0～2歳」「3～5歳」と続き、小学生以下で約8割となった。加害者は、実父が421件で半数を占め、実母が2

94件だった。

県こども・家庭支援課の大戸英輔課長は「子どもの虐待に対する県民の意識は高まっている。早期発見につながるよう関係機関との連携を深める一方、子育て支援に力を入れたい」と話した。

## 再発防止へ心理療法 行動や考え方の癖見直す うつ病患者 職場復帰支援

### ルーセントリワークセンターのプログラム



中日新聞 2017年6月27日

記者が医療の現場をルポする「ルポルタージュ'17」。今回は、うつ病などの患者の職場復帰を支援する「リワーク・プログラム」に焦点を当てる。復職の前に施設に通って生活リズムを整え、体力や気力を回復させるリハビリだ。心理療法を取り入れているのが大きな特徴で、患者の行動や考え方のパターンを見直し、ストレスに対処できるようにして再発や再休職を防ぐことを目的としている。全国の施設で一定の成果が出ている。(小中寿美)

JR名古屋駅前。40階建ての名古屋ルーセントタワー(名古屋市西区)にビジネスマンたちが吸い込まれるように入っていく。3階の医療モールには、約50人の患者が通うルーセントリワークセンターがある。午前9時。年齢も服装もさまざまな男女が次々と入り、明るく

広い室内に並んだ長いすに着席した。

メーカーに勤務する50代の男性Aさんは、自宅から40分かけて通う。ロッカーに荷物を入れると最前列に座り、プリントの課題に取り組み始めた。「難しいな、これ」。数学的なパズル問題。通い始めた半年前と比べると、難易度はずいぶん上がっている。

「オフィスワーク」と呼ばれる時間。計算や読書、パソコン入力などを症状に合わせて行う。窓の外を眺めている人や退室して戻らない人、眠っている人も。「通い始めて間もないころは注意力が散漫。本を読んでも頭に入らない」とスタッフの一人で作業療法士の桜井房枝さん(36)は話す。

プログラムの対象は、うつ病や双極性障害(そううつ病)にかかって休職している患者。症状が落ち着き、医師が許可すれば受けられる。「最初は座っているだけでも大変」と桜井さん。しかし、定時に通い、拘束された時間を過ごすことで体力が付き、復職への自信にもつながるといふ。

「この内容なら1~2カ月で終わる」と思ったAさんだったが、そうはいかなかった。

休職は3回目。最初は海外勤務だった10年ほど前、2回目は新規プロジェクトを任せられた時に発症し、ともに3カ月ほど休んだ。復職した後もプロジェクトは思うように進まず、眠れなくなり再び休職した。

「復職しても信頼は取り戻せないんじゃないか」。3回目の休職を決めた時のことを思うと、涙が込み上げる。かかりつけ医に紹介されて現在の主治医にかかり、リワークへの参加を勧められた。復帰したい一心で昨秋から通い始めた。

患者は睡眠や食事など一日の行動や体調、気分の変化などをリズム表に記入。桜井さんからスタッフがきめ細かくチェックし、面談も行って症状を把握する。

定期的に診察を受ける中で、Aさんはうつ状態に加え、軽いそう状態が起きる「双極2（ローマ数字の2）型障害」と診断された。これまで本人も過去に診察した医師も、気分が高揚する時があることには気付いていなかった。

「山高ければ谷深し、です」とAさん。軽いそう状態でも、波が高ければその分、うつ状態は重くなる。この日午後からは、過去の経験を図で表す「ライフチャート」と呼ばれる個別活動に参加。過去を振り返ると、Aさんには気分には大きな波があった。

これまでの心理学習でも、自分の病気についてさまざまな気付きがあった。「仕事を頑張ろう、やってやろうと思ってやってきた」とAさん。「それが自分にストレスをかけていた」

再発や悪化を防ぐには、そう状態に入りかけた時の兆候を知ることや、ストレスへの対処法を学ぶことが有効といわれている。Aさんの場合、やるべきことをひたすら書き出したり、多弁になったりすることが兆候だった。

6人が置物などの対象をそれぞれ自分の言葉で表現する集団活動。Aさんは、コミュニケーションの難しさや、見方は人それぞれということも学ぶこともできた。睡眠も含めて生活リズムは安定し、復帰の時期は近づいている。

ほかの患者とともに室内を黙々と清掃し、午後3時、この日のスケジュールは終わった。「前は退屈で長く感じたけど、今はあつという間」とAさん。今日は何をしようかと考えながら、次の行き先の図書館へ向かった。

復職後も診察を継続

ルーセントリワークセンターではこれまで953人が通院し、7割の673人が復職した。ただ、働き続けるには自己管理が必要で、復職後も診察やカウンセリングなどが行われている。

愛知県内に住む会社員男性Bさん（40代）は半年間通った後に復職した。今はセンターを運営する心療科「ルーセントジェイズクリニック」を定期的に訪れ、主治医の診察を受けている。

休職のきっかけは関連会社への出向だった。職場の雰囲気には溶け込めず、できる仕事もないと感じた。初経験の満員電車での通勤もストレスになった。

リワークで気付いたのは、白黒つけないと気が済まない自らの性格。思い通りにいかず怒りが湧くことも。心理療法を通して、他人の考えを「こういう人もいる」と受け止められるようになった。「僕の中で初めてグレーができた。『まあいっか』が言えるようになったんです」

ただ「人間関係や仕事の進め方など、休職前に悩んでいた問題は復職後も起こる」と関連施設の臨床心理士の田渕順さん（35）。そんな時は、考え方や行動が休職前と同じパターンになっていることを指摘し、リワークで身に付けた新しい考え方を確認する。「繰り返し話す中で見直しを続け、問題に直面したときに乗り越えられるようになってくれば」と願う。

退職・再休職者対応が課題に

うつ病と双極性障害の患者数は、2014年の国の調査で112万人。1999年の2.5倍と大幅に増えている。うつ病などで仕事を休む会社員が増え、再発や再休職もみられるようになった。

復職して働き続けるには薬の服用だけでは難しく、注目が集まるのがリワーク・プログラム。作業療法やデイケアの枠組みを活用する形で全国に広まった。保険が適用される。

プログラムのある医療機関がつくる「うつ病リワーク研究会」（事務局東京）が2010～13年に13施設で実施した調査では、復職して1年後に働いている人は86%、2年

後に働いている人は71%だった。

研究会の五十嵐良雄代表世話人(67)は「結果は出ている」とした上で「退職した人、再就職した人を今後どうするか。通って実は発達障害だったと分かる人もいる。それぞれに適したプログラムや就労支援が必要だ」と指摘した。

## NHK、テレビなし世帯“ネット受信料”も ytv ニュース 2017年6月28日

NHKが設置した外部有識者による委員会は、現在の放送内容をそのままスマホなどに流す「常時同時配信」について、受信料を払っている世帯には追加負担を求めないことを柱とする答申案を明らかにした。

一方で、テレビがなく、「常時同時配信」をスマホでしか見ない世帯にも将来的には「受信料」を求める対象とする方向性も示している。

## 【社説】性犯罪の厳罰化 被害者支援も充実を 東京新聞 2017年6月28日

性犯罪を厳罰化する改正刑法が七月に施行される。強姦(ごうかん)罪の法定刑の下限を引き上げ、加害者起訴のために被害者の告訴を必要とする「親告罪」規定の削除などが柱だ。支援態勢も充実させたい。

先の国会で成立した改正法は強姦罪の名称を「強制性交等罪」に変え、法定刑の下限を懲役三年から五年に引き上げる。被害者の心や体を傷つける性犯罪は「魂の殺人」といわれながら、現行の強姦罪は強盗罪の懲役五年よりも軽い。

性犯罪に関する刑法が大幅に見直されるのは、百年以上前、明治時代に法制定されて以来である。自らの過酷な体験を実名で語ってきた被害者たちの行動が実を結んだ。

強姦罪や強制わいせつ罪などでは、親告罪の規定をなくす。現行法のように被害者の告訴がないと処罰できないというのでは、犯罪が表に出にくいからだ。

「被害者の側も落ち度がある」という偏見や無理解も、犯罪を埋もれさせてきたのだろう。被害者の申告率は低い。追い詰められて告訴を取り下げる被害者は少なくなく、多くが泣き寝入りになっている。裁かれるべきはむしろ加害者だ。

改正法には新たな視点も加わった。性犯罪の被害者は女性、加害者は男性、という固定的な規定ではなく、被害者は男性もなりうるとして性別を問わない。

監護者わいせつ罪、監護者性交等罪も新設された。家庭で起きる性的虐待の加害者は大半が親だ。十八歳未満に性的な行為をした場合に暴行や脅迫がなくても適用される。自分を守ってくれるはずの親から虐待される子どもは、わが身に起きている問題を自覚したり訴えたりすることが難しい。

これまで見過ごされてきた被害を明るみに出し、新たな被害を生まないための一歩前進といえる。

一方で課題も残った。

強姦罪から強制性交等罪に罪名が変わっても、罪を問えるのは、抵抗できないほどの暴行や脅迫を受けた場合である。突然の出来事に体がこわばり、恐怖で声も上げられなかった被害者はいる。抵抗しないなら性交に合意があったかのようにとらえるのは、被害の実態にあっていない。

性暴力のダメージは長く続く。トラウマ(心的外傷)やリストカット、自殺衝動に苦しみ、回復のスタートラインにも立てない人がある。性犯罪専門のワンストップ支援センターや被害回復の支援態勢を全国で充実させるべきである。

